

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成27年9月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種類	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市体育施設条例の一部を改正する条例	北条スポーツセンターに野球場を設置するものです。	平成27年 9月議会 議案 第82号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 公の施設の設置管理及び金銭の徴収に関する事項であるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	スポーツ 振興課 089- 948-6597
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例の一部を改正する条例	水防法の改正に伴い、所要の規定を整備するものです。	平成27年 9月議会 議案 第83号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 軽易な内容であるため(実施要綱第3条第2項第1号に該当)	危機管理 課 089- 948-6815
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市手数料条例の一部を改正する条例	マイナンバーに関する次の手数料を徴収するものです。 (1) 通知カード再交付手数料 (2) 個人番号カード再交付手数料	平成27年 9月議会 議案 第84号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	市民課 089- 948-6569
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

【摘要】

- ①この表は、条例の制定過程において、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民のみなさんのご意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。
- ②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。
- ③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。
- ④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。
- ⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。
- ⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程において、必要な事項を公表する ⇒市民等の意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、という一連の手続をいいます。